

[事案 23-205] 給付金支払請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定打切り

<事案の概要>

詐欺による契約取消および給付金不支払いを不服として、給付金の支払いを求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 10 月、未成年の娘を契約者・被保険者、親権者を元夫として保険に契約した。4 ヶ月後、被保険者である娘が「悪性リンパ腫」で入院したため、給付金を請求したところ、保険会社から確認が入り、4 つの病名で既往症があることを理由に「告知義務違反により契約は解除する」が、既往症と「悪性リンパ腫」との間に因果関係がないことを理由に、「給付金は支払う」旨の通知があった。

確認結果の一部に誤りがあったので異議申し立てをしたところ、継続確認の結果、さらに別の病名での告知義務違反が確認され、前回通知の判定は変更されなかった。

そこで、契約解除に承諾し、給付金請求手続きをしようとしたところ、当該契約は、募集人である自分が、親権者欄を偽って成立させた契約であること、破産手続中であることを秘匿して保険会社に入社したことの事実を新たに入手したとして、詐欺により契約を取り消された。

下記のとおり、不払いについては承諾できないので、給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約解除に承諾して、給付金請求手続きをしたのに、いまさら支払わないというのは納得がいかない。
- (2) 詐欺取消の理由が不明瞭である。
- (3) 親権者欄の誤記は、本契約を自分の成績としたかったのではなく、元夫を親権者と誤解して記入してしまった（実際には、自分が親権者）。
- (4) 告知義務違反の事項と、被保険者の罹患との間に因果関係がないにもかかわらず、給付金を不支払いとするのは不合理である。

<保険会社の主張>

当該契約については度重なる悪質な告知義務違反、自主的加入、早期の保険事故発生等、複数の客観的事実に加え、申立人は他社での勤務歴も加えると通算約 6 年の募集人としてのキャリアがあり、欺罔の意思をもって契約を成立させたことが強く推認できる。当該契約は、募集人（申立人）自身が当社に対し告知を偽って成立させた娘の契約であり、このような契約に対して因果関係がないからといって給付金を支払うことは著しく公平性を欠き許されないものであると判断した。よって、詐欺取消が妥当であり、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容に基づき審理した。審理の結果、下記理由により、本件は事実認定の面でも、法的評価の面においても非常に難

しい案件と言わざるを得ず、本件の適正な解決は、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に達し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条第1項4号により、その理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。

(1) 本件では、被保険者による告知義務違反が存在することは確かだが、そもそも申立契約の「契約者」は誰なのか、という基本的な問題がある。

(2) 保険会社は、保険契約者及び被保険者（告知者）が申立人であることを前提に、申立人に悪質な告知義務違反（欺罔行為）があることを縷々主張するが、申立人が、契約者と同居する同人の母親であるとはいえ、契約者は当時18歳に達しており、申込書及び告知書も本人が作成していることが窺える以上、保険契約者及び被保険者（告知者）を申立人と解することができるかは、極めて難しい判断と言わざるを得ない。

(3) 生命保険契約における告知義務違反への詐欺取消しの規定の適用については、慎重な立場が求められており、単なる告知義務違反と詐欺に該当する告知義務違反を分ける分水嶺は、いわゆる「欺罔の意思」が認められるかどうかにある、と解されている。

(4) 仮に、保険契約者及び被保険者（告知者）が未成年の娘であるとするれば、保険契約締結時に、契約者にそのような「欺罔の意思」が存在することが必要となる。本件では、告知されなかった既往症が、いずれも重篤とまではいえないことを考慮すると、契約者に「欺罔の意思」が存在したと評価することができるかは、極めて難しい判断と言わざるを得ない。